

令和7年第1回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第2号	令和6年度三豊市一般会計補正予算(第6号)	3
議案第3号	令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	4
議案第4号	令和6年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)	5
議案第5号	令和6年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	6
議案第6号	令和6年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	7
議案第7号	令和6年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	8
議案第8号	令和6年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第4号)	9
議案第9号	令和6年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	10
議案第10号	令和6年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第3号)	11
議案第11号	令和6年度三豊市病院事業会計補正予算(第3号)	12
議案第12号	令和6年度三豊市集落排水事業会計補正予算(第3号)	13
議案第13号	令和7年度三豊市一般会計予算	14
議案第14号	令和7年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	15
議案第15号	令和7年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	16
議案第16号	令和7年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	17
議案第17号	令和7年度三豊市介護保険事業特別会計予算	18
議案第18号	令和7年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	19
議案第19号	令和7年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	20
議案第20号	令和7年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	21
議案第21号	令和7年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算	22
議案第22号	令和7年度三豊市病院事業会計予算	23
議案第23号	令和7年度三豊市集落排水事業会計予算	24

議案番号	件名	ページ 番号
議案第24号	三豊市犯罪被害者等支援条例の制定について	25
議案第25号	刑法の一部改正に伴う関係条例の整理について	29
議案第26号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理について	32
議案第27号	三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	34
議案第28号	三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	60
議案第29号	三豊市島内交通運行条例の一部改正について	62
議案第30号	三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場条例の一部改正について	64
議案第31号	三豊市つたじま渡船に関する条例の一部改正について	66
議案第32号	三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	68
議案第33号	三豊市子ども・子育て会議条例の一部改正について	70
議案第34号	三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例の一部改正について	72
議案第35号	三豊市港湾管理条例の一部改正について	74
議案第36号	三豊市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について	76
議案第37号	三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について	78
議案第38号	三豊市教育施設整備基金条例を廃止する等の条例について	80
議案第39号	三豊市財田町土づくりセンター条例の廃止について	82
議案第40号	工事請負契約の締結について	84

議案第2号

令和6年度三豊市一般会計補正予算（第6号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度三豊市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 3 号

令和 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 号

令和 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 号

令和 6 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第6号

令和6年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第7号

令和6年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 号

令和 6 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第9号

令和6年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第10号

令和6年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 号

令和 6 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 12 号

令和 6 年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第13号

令和7年度三豊市一般会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和7年度三豊市一般会計予算を別冊の
おり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第14号

令和7年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和7年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第15号

令和7年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和7年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第16号

令和7年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和7年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第17号

令和7年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和7年度三豊市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第18号

令和7年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和7年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第19号

令和7年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和7年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第20号

令和7年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和7年度三豊市港湾整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 21 号

令和 7 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 7 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 22 号

令和 7 年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、令和 7 年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 23 号

令和 7 年度三豊市集落排水事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、令和 7 年度三豊市集落排水事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第24号

三豊市犯罪被害者等支援条例の制定について

三豊市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに三豊市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害に加え、他人の配慮に欠ける理解又は言動、インターネット利用者による誹謗中傷、過剰な取材又は報道その他の社会的な対応や周囲の反応等により、犯罪被害者等が、更に精神的及び心理的な苦痛並びに経済的な損失その他これらに類する被害を受けることをいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関 国、県、香川県警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に携わるものをいう。
- (7) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (8) 事業者 市の区域内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、市及び関係機関による相互の連携と協力のもと必要な支援等が途切れることなく行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、関係機関と連携し、及び協力してこれを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、当該問題についての関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を総務部総務課に設置する。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等を支援するため、支援金の支給その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復を図ることができるよう、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための必要な施策を講ずるものとする。

(居所の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第11条 市は、市民及び事業者が理解を深めることができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害を防ぐことの重要性等について、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第12条 市は、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を効果的に推進し、その活動が促進されるよう、犯罪被害者等の支援のための施策に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 25 号

刑法の一部改正に伴う関係条例の整理について

刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市情報公開条例の一部改正)

第1条 三豊市情報公開条例（平成18年三豊市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第26条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三豊市情報セキュリティ条例の一部改正)

第2条 三豊市情報セキュリティ条例（平成18年三豊市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三豊市行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 三豊市行政不服審査会条例（平成28年三豊市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三豊市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第4条 三豊市個人情報保護法施行条例（令和4年三豊市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項から第7項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三豊市消防団条例の一部改正)

第5条 三豊市消防団条例（平成18年三豊市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三豊市表彰条例の一部改正)

第6条 三豊市表彰条例（平成18年三豊市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三豊市職員の分限の手續及び効果等に関する条例の一部改正)

第7条 三豊市職員の分限の手續及び効果等に関する条例（平成18年三豊市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第27条第3号及び第4号並びに第28条第1項第1号及び第4項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第8条の規定による改正後の三豊市職員の給与に関する条例第28条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第26号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理について

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市監査委員条例の一部改正)

第1条 三豊市監査委員条例（平成18年三豊市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市病院事業の設置等に関する条例（平成18年三豊市条例第245号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(三豊市集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市集落排水事業の設置等に関する条例（令和5年三豊市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 27 号

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項各号(第1号を除く。)」に、「同項第2号」を「同項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第24条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第25条第2項中「第13条から第15条まで」を「第13条及び第14条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500

6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	

44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		

82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000	386,700	398,500
87	256,300	297,400	346,400	387,300	398,800
88	256,600	297,700	346,800	387,900	399,000
89	256,900	298,000	347,000	388,600	399,200
90	257,200	298,300	347,400	389,200	399,500
91	257,500	298,600	347,800	389,800	399,800
92	257,800	299,000	348,200	390,400	400,000
93	258,100	299,200	348,400	391,100	400,200
94		299,400	348,800	391,700	
95		299,700	349,200	392,300	
96		300,100	349,500	392,900	
97		300,300	349,800	393,600	
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			
113		305,100			
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			

	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500		

22	357,100	438,000	493,200
23	360,200	439,500	495,000
24	363,200	440,900	496,800
25	366,200	442,300	498,400
26	368,500	443,700	500,200
27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100

	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800

7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100

52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,900
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,200
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,500
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		
89		294,900	332,600	353,500		
90		295,100	332,800	353,800		
91		295,300	333,200	354,100		
92		295,500	333,500	354,400		
93		295,900	333,700	354,700		
94		296,100	334,000	355,100		
95		296,300	334,300	355,500		
96		296,600	334,600	355,900		

	97		296,900	334,800	356,400		
	98		297,100	335,100	356,800		
	99		297,300	335,400	357,200		
	100		297,600	335,600	357,600		
	101		297,900	335,800	358,100		
	102		298,100	336,000	358,500		
	103		298,300	336,400	358,900		
	104		298,600	336,600	359,300		
	105		298,900	336,800	359,800		
	106			337,200	360,200		
	107			337,600	360,600		
	108			338,000	361,000		
	109			338,200	361,500		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	

23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	436,900
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	437,200
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	437,500
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	437,900
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	

70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,300
87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,800
88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,200
89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,600
90	288,100	316,900	353,500	371,500	400,000
91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,500
92	289,100	318,900	354,700	372,200	400,900
93	289,600	319,700	355,100	372,800	401,300
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600		
111	297,800	328,800	363,100		
112	298,100	329,100	363,500		
113	298,400	329,400	363,900		
114	298,600	329,800	364,300		

115	298,900	330,100	364,800
116	299,100	330,400	365,300
117	299,400	330,600	365,700
118	299,700	330,900	366,200
119	300,000	331,200	366,700
120	300,300	331,400	367,200
121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000	
153	310,000	342,300	
154	310,200		
155	310,400		
156	310,700		
157	311,000		
158	311,300		
159	311,600		

	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改める。

第15条の2第3項中「100分の100」を「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改める。

第3条 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第15条の2第3項中「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、令

和7年4月1日から施行する。

- 2 第2条の規定による改正後の三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において三豊市職員の給与に関する条例別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の三豊市職員の給与に関する条例第13条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは「（5）重度心身障害者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族（行8級職員等に係るものを除く。）については3,000円とする」とする。

（委任）

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第4項関係）

職員の号給の切替表

1 行政職給料表の適用を受ける職員の号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4

42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			

88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86	86			
95	91	87	87			
96	92	88	88			
97	93	89	89			
98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			
102	98	94				
103	99	95				
104	100	96				
105	101	97				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

2 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の号給

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1

18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7

64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

3 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1

12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45

58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		

104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		

4 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21

34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	58
71	67	67	63	59
72	68	68	64	60
73	69	69	65	61
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	

80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

議案第28号

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年三豊市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表精神衛生業務従事手当の項の次に次のように加える。

災害応急対策等派遣手当	国又は他の地方公共団体の要請に基づき、災害復旧等の業務に従事したもの	1日につき1,080円
-------------	------------------------------------	-------------

別表医療業務従事手当の部危険手当の項の次に次のように加える。

認定看護師手当	認定看護師資格を有し看護業務に従事するもの	月額 5,000円以内
---------	-----------------------	-------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第29号

三豊市島内交通運行条例の一部改正について

三豊市島内交通運行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市島内交通運行条例の一部を改正する条例

三豊市島内交通運行条例（令和5年三豊市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表備考を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第30号

三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場条例の一部改正について

三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場条例の一部を改正する条例

三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場条例（平成18年三豊市条例第188号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

シャワー	1回	200
------	----	-----

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 31 号

三豊市つたじま渡船に関する条例の一部改正について

三豊市つたじま渡船に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市つたじま渡船に関する条例の一部を改正する条例

三豊市つたじま渡船に関する条例（平成18年三豊市条例第189号）の一部を次のように改正する。

別表の1旅客運賃の表普通の項中「400」を「600」に、「200」を「300」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三
豊市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 33 号

三豊市子ども・子育て会議条例の一部改正について

三豊市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

三豊市子ども・子育て会議条例（平成25年三豊市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例の一部改正について

三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例の一部を改正する条例

三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例（平成29年三豊市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

三豊市港湾管理条例の一部改正について

三豊市港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市港湾管理条例の一部を改正する条例

三豊市港湾管理条例（平成18年三豊市条例第199号）の一部を次のように改正する。

別表の1 港湾施設使用料の表6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 36 号

三豊市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について

三豊市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
の一部を改正する条例

三豊市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成24年三豊市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 37 号

三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について

三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

三豊市空家等の適正な管理に関する条例（平成29年三豊市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条中「特定空家等」を「空家等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

三豊市教育施設整備基金条例を廃止する等の条例について

三豊市教育施設整備基金条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市教育施設整備基金条例を廃止する等の条例

(三豊市教育施設整備基金条例の廃止)

第1条 三豊市教育施設整備基金条例（平成18年三豊市条例第82号）は、廃止する。

(三豊市公共施設整備基金条例の一部改正)

第2条 三豊市公共施設整備基金条例（平成18年三豊市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条中「社会福祉施設」の次に「及び教育施設」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 39 号

三豊市財田町土づくりセンター条例の廃止について

三豊市財田町土づくりセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市財田町土づくりセンター条例を廃止する条例

三豊市財田町土づくりセンター条例（平成18年三豊市条例第159号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第40号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和7年度 三豊市法事団地建替建築工事 |
| 2 | 工事の場所 | 三豊市高瀬町下勝間地内 |
| 3 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 301,400,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 香川県三豊市高瀬町比地1389番地1
田中・壺谷特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社田中建設 代表取締役 大西 和也 |

令和7年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史